

21世紀COEプログラム
グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成

多元的世界における寛容性についての研究

Newsletter

No.9

2004/10/15

京都大学大学院文学研究科

contents

活動状況

第10回研究会報告

《報告1》

蘭 由岐子「ハンセン病政策史と病者の経験」……………2

《報告2》

今滝憲雄「『ハンセン病』問題とキリスト者 公共性 の可能条件再考」……………5

調査報告……………9

次回研究会のご案内……………10

活動状況

第 10 回研究会

日時：2004 年 9 月 25 日（土）

《報告 1》

ハンセン病政策史と病者の経験

蘭 由岐子

【要旨】

1. ハンセン病とは

ハンセン病はらい菌によって皮膚と末梢神経がおかされる慢性の感染症である。発病や病状（病型）には、菌に対する個体の免疫能が大きく関係する。（啓発活動では、この点がほとんど無視され、らい菌の感染力が弱いとされる。）末梢神経がおかされることによって感覚障害と運動障害があらわれるとともに、やけどなどの二次的障害が引き起こされやすく、結果的に手足や顔の変形が生じ、あたかも病気が治っていないかのように見られてきた。現在は経口薬の服用によって治癒する。

2. ハンセン病政策史の概要

【前史】明治半ば頃から外国人宣教師による「救癩」

【1907 年：法律 11 号「癩予防二関スル件」】「浮浪患者」の療養所への収容を規定した救護法的なもの。これに対してキリスト者から「取締の危惧」が指摘されるが、専門医光田健輔の意見などもあって当局側の取締は強化され、1916 年には細則に懲戒検束規定が導入される。1915 年には療養所内で結婚の前提としての断種が非合法に行われる。1919 年保健衛生調査会第 4 部が開催され、翌年「根本的癩予防策要項」が決議される（療養所の増床、公立療養所の増設、国立療養所の新設、自由療養区の設置、従業禁止、生活費補助、患者の請求による生殖中絶方法の施行など）、1925 年、拡大解釈によりすべての患者の収容へ。この間、1910 年代～20 年代の優生主義の台頭と結びつき、「民族浄化」論や断種が容認される。他方、世界の潮流は、1930 年代から隔離政策の緩和（人権尊重）へとすすむ。

【1931 年：癩予防法】すべての患者の国公立療養所（前年、初の国立療養所が開設）への収容が規定される。さらに戦時下における「民族浄化」「祖国浄化」論とあいまって、各地で無らい県運動が展開される。戦後 1947 年には特効薬プロミンが導入され根治治療への道が開くが、予防法の見直しはなく、1948 年には優生保護法においてハンセン病患者への優生手術と中絶が合法化される。厚生省は、第二期増床計画をたて全患者収容をめざす。他方、戦後の民主主義は患者たちの意識を変え、全患協が発足し、予防法改正にむけて運動をはじめた。患者側からの改正案が国会の提出されそうになった時点で、厚生省は「改正」へ転換した。

【1953 年：らい予防法】「改正」とは名ばかりの絶対隔離の徹底をはかる法律で、ハンセン病が化学療法で治る病気になったにもかかわらず、退所規定ももうけていなかった。しかしその後の

治療によって社会復帰者が現れた。他方、療養所内では生活向上を求める運動が展開され、改正運動も行われるが、法律の改正にはいたらなかった。世界では、1960年ごろから投薬後の患者は感染源とはならないという判断から一般医療システム内でハンセン病を治療するようになっていったが、日本はあいかわらずであった。

【1996年：らい予防法廃止】

【2001年：「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟原告勝訴確定】

3. ハンセン病療養所とハンセン病者の人生

以上のような政策のもとで設けられたハンセン病療養所は僻地や離島にあり、納骨堂まである‘ムラ’＝「アサイラム」(ゴフマン)であった。予防法のもとでは、ハンセン病患者は「入所患者」であった。しかし、予防法廃止によって、「もはや患者ではない」と確信し、患者団体の名前は「全患協」から「全療協」になり、彼らのアイデンティティは変化した。その後、裁判の判決やマスコミ報道では「元患者」と称されるが、わたしの研究においては、医療社会学の「患者」に対応する概念としての「病者」を用いることにした。

政策の結果、病者たちの人生は、まさに「人生被害」と呼ばれるものとなった。それは強制収容・終生隔離、社会関係の断絶、偽名への変更、断種・墮胎、患者作業、外出制限、貧しい医療体制のもとでの病状の悪化、新薬の実験台、患者と家族への偏見・差別等々の経験であり、まさにそれは、「差別 - 被差別」の文脈における「被害者」であった。

4. ハンセン病者の「病いの経験」 不寛容の世に生きるということ

わたしは、過酷な政策のもとでハンセン病を患うことになった病者たちの人生＝「病いの経験」を聞き取ってきた。それは、病者たちひとりひとりの主観的意味であり、独特のリアリティをもつ「異口」であった。さらにその過程は、聞き手であるわたしと語り手である病者たちとの相互行為そのものであった。調査者自身もアイデンティティの揺れを経験し、「フィールドワークの経験」それ自体を考察することとなった。また、病者の語りは予防法廃止や訴訟による社会的コンテキストの変化と相互反映的であった。

長年「自分を殺すことによって、親類縁者に迷惑をかけんようにやってきた」が、あるとき「本名を忘れそうにな」って、「そこまで私を殺してしまおうたら生きる瀬がない」と思い始めたひと、強制収容、優生手術、偽名使用のいずれも経験しなかったとあえて声にすることで多様な入所者像を強調しながら本名で予防法廃止運動に取り組むひと、「6つの名前」をもつ「波乱『億』丈」の人生であったと自覚的に語るひと、社会復帰者としての人生を「うそをつくのが上手になった人生」「不遇な人生」「静かな闘志を燃やし続けて来た人生」であったと語るひとたち、入所時の経緯から国に「恩義」を感じているので原告にはならないというひと、等の「病いの経験」を明らかにした。(拙著の語りをお読み下さい)

5. 病者の経験と「わたし」、そして、記述の問題

原告でないひとの話をとても共鳴して聴いた翌日に原告の集会に出たという事態に、わたしは動揺し、「罪悪感」を感じた。原告でないひとに対して、わたしは自分の裁判への態度を明らかにせずに「そのひとの考えと同じ」という態度で接していたにちがいないと思っていたからだ。

この「罪悪感」は語り手からの手紙でいちおう解消したが、ハンセン病問題をとらえるためには裁判とは異なった、それをも相対化する視点が必要だと気づいた。このような調査現場での「わたし」の考えや思いの変化をふまえて病者の経験を解釈したが、それは質的調査における新たな記述の仕方を提起することになったかもしれない。

< 主要参考文献 >

蘭由岐子 2004 『「病いの経験」を聞き取る ハンセン病者のライフヒストリー』皓星社

藤野 豊 1993 『日本ファシズムと医療』岩波書店

(あららぎ ゆきこ・賢明女子学院短期大学助教授 / 社会学)

《報告 2》

「ハンセン病」問題とキリスト者
公共性 の可能条件再考

今滝 憲雄

【要旨】

1. はじめに 問題意識と拙論の前提

本報告では発表を行うにあたり、今年度における研究会の論点のひとつである公共性概念について、これまでの研究報告も踏まえて次のように理解していると述べた。すなわち価値の同質性を前提とする共同性とは異なり、その複数性を条件とする点で異質なものを排除しない開放性を有し、ある共通の言説の対象にそれぞれの仕方でも自由に関心を抱く人々の間に生成する時空間である、と（斎藤純一『公共性』岩波書店、2000年参照）。また公共性をめぐる問題関心として、自由と平等な開放性が共に充足される場所で、普遍的な事柄に関わるべく集う人々の、その参加後の関心の抱き方の変化、すなわち言説対象との関係性の変容から価値の複数性を含み込む“新たな価値”が創発されるプロセスについて究明したいと述べた。

ところで以上のような場所の公共化作用に基づく創発性が生ずるには、それを担う個の条件、すなわち価値の複数性を体現する主体の側の条件が問われねばならないと考えた。でなければ、公共的時空間への参加が複数の価値間の単なる闘争と化し、結果的に自己中心性を肥大化させる契機、すなわち他者との敵対による言説の硬直化、言わば普遍性を閉ざす個人の不寛容が生じかねないと考えたからである。よって場所の特質としての公共性を維持し得る、個における内的条件についてふたつの引用文から示唆を行った。

ひとつは、カントのプルラリスムスとして有名な『判断力批判』第40節の「拡張された（視野の広い）考え方」を政治的思考に応用した、アレントの判断力の機能としての代表的思考に関する説明箇所である。「私は、さまざまな観点から所与の問題を考えることにより、つまり、そこにいない人々の観点を私の心に存在させることにより、ひとつの意見を形成する。……これは、ちょうど私がだれか別人のようになるとか別人のように感じるというような感情移入の問題でもなければ、人数を数えて多数派にくみするという問題でもなく、実際には私は存在しない場所で、私自身のアイデンティティにおいて考える（わたし自身の同一性のもとにありながら、現実にはわたしが存在しない場所に身を置き移して思考する）という問題である。……そしてこの想像力を発揮させるための唯一の条件は……自分自身の私利私欲からの解放である。（「真理と政治」、志水速雄訳『文化の危機 - 過去と未来の間に』合同出版、1970年、125 - 126頁等。）

ここでは没我性〔disinterestedness〕を条件に想像力を駆使して、自己中心性を克服するかたちで意見を形成する多元的かつ自己同一的な思考過程が語られているのだが、この「わたしが存在しない場所」に（アレントが拒否するであろう）宗教性を宿らせることで、リスクを伴いつつもポストモダン的な普遍的公共性の可能条件に関するヒントを与えていると考えられるものとして、以下の引用文を挙げておいた。「僕はここ〔獄中〕でいつも観察するのだが、多くのことを同時に心に宿すことのできる人は非常に少ない。……これに反して、キリスト教は、僕たちを同時に多くの異なった生の次元に据える。僕たちは、言わば神と全世界とを自分の中に宿す。

僕たちは泣く者と共に泣くと同時に、喜ぶ者と共に喜ぶ。……例えば、われわれが、空襲の際に、自分自身の安全を心配しようとする方向とは違った方向に、例えば、われわれの周囲に平安を歩きわたらせようとする課題に心を砕くや否や、状況は全く別なものとなる。その場合、生活はただ一つの次元に押し戻されなくて、いつも多次的であり、多声音楽的である。」(「ある友人への手紙 1944 年 5 月 25 日」『ボンヘッファー選集 抵抗と信従』新教出版社、1964 年、215 - 216 頁。)

私的利害からの解放によって神と全世界とを自分の中に宿し、目前の苦難を乗り越えて未来のために決断する。このボンヘッファー的なキリスト教、すなわちゲッセマネにおける無力さ・弱さのうちにあるキリストのように「神の前で、神と共に、神無しに(世俗の只中で)生きる」ことを可能にする信仰こそが「泣く者と共に泣くと同時に、喜ぶ者と共に喜ぶ」という“愛”に満ちた公共的時空間の共有をもたらすのではないかと考えられる、と。またそれは、西田幾多郎がその「宗教論」で述べている「神の絶対的自己否定[ケノーシス]の肯定」として「無分別の分別」に生きることを意味しているだろうと指摘した。

2 . キリスト者として生きるとは 「(絶対・相対)矛盾的自己同一」のかたち

ところで以上のような議論の前提のもとに、報告では価値の複数性を体現する多元的な生のあり方から没我的な実践へと踏み出すに到るキリスト者の精神構造について、西田哲学を介して以下のような補足説明を行った。すなわち、複数的な他者の価値を多層的状態で整然と自己の意識内に取り込み、それを要領よく理性によってコントロールして生きる限り、その人固有の個性は決して発揮されず、結局それは他者を利用するようである自己の自由を否定しているのであり、自己自身を殺すことにつながるのだ、と。それに対して、我々の自己が何処までの自己自身の自己同一性に還元されない複数の他者性を内在させ、内的葛藤から生成する矛盾的自己を引き受ければ引き受けるほど、すなわち自己矛盾的になればなるほど、我々の自己は自身の固有性を自覚するのであり、自己否定によって抱え込まれる他者の他者性がもたらす揺らぎと「内在的な亀裂」から生ずる苦悩を振り切ることで(西田はそれを「罪悪の本源を徹見する」という)歴史を形成する自己自身の決断がなされるのである、と。よって多元的な生をもたらす私的利害からの解放が別の私的利害への呪縛に転落するのをくい止め、真に普遍的な公共性を可能にするための試金石として、矛盾的自己(における罪)の自覚の問題が挙げられるであろうと指摘した。そしてそこに「ハンセン病」問題に見られる今日的な公共的課題を克服する鍵があるだろうと述べた。以上のような指摘の後に、「ハンセン病患者」と共に生き続けている女性キリスト者に関する現時点での研究の視点を提示した。

2 - 1 . 井藤道子と岸上昭子における愛の実践 社会正義を実現するための働きを支えたもの

井藤道子〔1917 - 〕は少女時代にイエス・キリストのことばと出合ってから以来、キリスト教とは無縁といえる環境の中で一人『聖書』を学び祈りつつ信仰を深めた人物で、ハンセン病療養所内のエクレスシアにおける「霊交を慕って」、1941 年に鹿児島県鹿屋市にある星塚敬愛園の看護婦となっている。無教会キリスト者矢内原忠雄〔1893 - 1961〕を師と仰ぎ、退職後の現在も敬愛園キリスト教恵生教会(単立)会員として「ハンセン病患者」と交わり続けている。報告では、彼女の在園者との交流のあり方については今後の課題とした上で「ハンセン病」問題(謝罪・名誉回復、

在園保障、社会復帰・社会生活支援、真相究明)における緊急の課題といえる社会復帰支援に携わった岸上昭子〔1942 - 〕の取り組みについてのみ触れた。

それはまた今回の「ハンセン病」裁判で専門家の立場から証言を行い、当事者性を引き受けるかたちでその良心を示された和泉眞藏先生(当日研究会に特別参加して頂き貴重なお話を伺った)の論考に示されている「多様な人間に平等な基本的人権が保障される社会」づくりの問題と関係している点を指摘させて頂いた(和泉眞藏「いま改めてハンセン病問題を考える」『人権と部落問題』2004年9月特別号参照)。

岸上(旧姓中谷)昭子は、裁判の第一次原告であり名誉原告団長でもあった作家の島比呂志(本名岸上薫。1918 - 2003.3.22.)と養子縁組し島の社会復帰を実現させた。国家による強制・終身隔離政策の当然の償いとして「社会復帰(希望)者が、安心して社会生活に戻れるように」条件整備を行う義務があると主張した島の一貫性、人間島比呂志の思想と実践を統一させる(完成させる)ために尽力した。地域における草の根の運動に意義を見出している彼女の働きは、北九州市小倉南区内で「療養所まで出て来たい人がいたら、みんなで引き受けようよ」という声上がるまでに至る地域社会を変容させる原動力となった。

ところで報告ではあくまでも今後の究明課題として、岸上のアイデンティティに関する視点を挙げた。ひとつは哲学書の影響で、それは「様々な角度から事象を眺め、より深く本質を理解しなければならぬ」という彼女の世界観と結びついているだろうと指摘した。ふたつ目は無教会の創唱者内村鑑三への傾倒で、内村の「信奉者」という彼女は島にまでその影響を及ぼしたと見られる、と(「内村鑑三と聖フランシスは、私の絶望を希望に変え、生かされていることの喜びを教えてくれた」と島は井藤道子に語っている)。内村及び無教会キリスト者の信仰と実践との関連性については、拙稿(現代キリスト教思想研究会編集発行『アジア・キリスト教・多元性』1,2号所収)を参照して頂きたいが、異なる立場に身を置く「辛さ」とその引き裂かれた関係性を生み出している原因を除去するために闘う(矛盾を矛盾として受け入れる、すなわち矛盾的自己における罪の自覚に留まるのではなく、その状態に置かれてある自己を否定して現実の矛盾を変革する実践へと踏み出す)積極的特質については、岸上自身の表現から今後究明していきたいと指摘した。最後にその働きの根底にある“愛(と他者を利用する者への徹底的な批判)”について触れた。岸上はかつて島に「どうしてそんなに僕たちのこと、ハンセン病のことについて、一生懸命にしてくれるのか、その真意を知りたい」と聞かれ、「理由が無いと、してはいけませんか。理由が無いのが理由です」と答えたという。その無根拠の根拠としての“愛”、ベタニアの女性マリア(マタ26:6-13等)のごとき「混じりなく直観する女性の心」に関しても、今後深めていきたい研究課題だと指摘して列挙を終えた。

3. 「公共性」の可能条件再考 「ハンセン病」問題の克服に関する仮説の検討

最後に前々回(5月8日)の大澤報告で示された公共性の可能条件に関して、「ハンセン病」問題に応用し得る視点の考察を行った。95年の少女暴行事件が10.21県民総決起大会という島ぐるみ闘争を喚起し、沖縄における普遍的な公共性を宿らせた事実。ここから大澤氏は「基地の存在に発する人々の多様な苦勞を通約する共通の何か」ではなく「公共的な表現を徹底的に拒む、排除された一点」、すなわち「(米兵三名の暴力に無力な少女の)個人の内奥の核に対する冒瀆[共感・共苦の不可能性]」こそが、人々に普遍的な参加を可能にした要素であるというパラドック

スを見て取っていた。これはアトム化時代の連帯のあり様として検討に値し、その妥当性は以下の点からも実証されるであろうと指摘した。すなわち「ハンセン病」裁判における公共性を宿らせた（超党派・宗派的な運動形態の）要素として、公共的な表現を徹底的に拒む「(無数の)排除された一点[共感・共苦の不可能な人権侵害の事実]」が挙げられることから。更に沖縄の少女の事例の延長上における至高の事例として、完全かつ人類規模の普遍的公共性をもたらすという「十字架のキリストの苦難」、その超越性を変容させ終結させるための超越性としてのキリストの現象と殺害についても、「神の絶対的自己否定[ケノーシス]の肯定」としてキリストの「無」を模範に生きる存在（それを女性キリスト者の生涯から究明することが今後の課題である）が、あの裁判への関心の共有という特殊の共同性の枠組みを越えて普遍的公共圏を実現する、すなわち「ハンセン病患者」も含む「多様な人間に平等な基本的人権が保障される社会」をつくり上げる問題と関係するだろうと指摘した。そして大澤氏の言う我々の誰もが抱える「内在的な亀裂」における連帯、すなわち自己が自己でないことにおける（矛盾的自己の自覚とその克服としての無即愛の）連帯を、「ハンセン病」問題に関わり続けている女性キリスト者岸上昭子と井藤道子の信仰と実践との関係を通して検証したいとして報告を終えた。

（いまたき のりお・大阪電気通信大学・近畿大学生物理工学部非常勤講師/キリスト教学）

調査報告

神戸・広島・九州地方資料収集について

金 文吉

COE 研究プロジェクト「多元的世界における寛容性についての研究」の調査のため、7 月 22 日から 29 日までの 8 日間、神戸を起点に広島を經由し九州地方までを踏査した。

今年は例年に比べ大変蒸し暑い毎日が続いた。

九州は韓国から最寄りの地方であるだけに、行き来する頻度は多い方なのだが、これまでは資料収集というよりは、主に仕事関係の出張がほとんどだった。

この度の資料収集は、取り掛かる前に期待していたもの以上に実りのあるデータもあったし、未だに手に入れられなかったものも多く残っている。

神戸の賀川豊彦史料館では、近現代キリスト教に関する資料などがたくさん所蔵してあった。周知のとおり、賀川豊彦は牧師で、キリスト教リーダーとして労働運動に関わり、農民組合・生協活動の指導に当たった人である。このアーカイブでは、関西地方のものだけでなく、日本全国キリスト教社会労働データも見つけることができた。また、他ならぬキリスト教精神の「在日外人教育・社会福祉」についてのデータも入手できた。

広島の本郷文庫(武尾英二氏の運営文庫)には、「キリスト教とハンセン病患者収容」に関するデータがあった。とりわけ、「日帝朝鮮統治の小鹿島」の関する資料が多かった。

九州に到着後、まず九州大学文学部の図書館を訪ねた。ここは朝鮮史関係の資料を多く所蔵している。朝鮮史資料の中、日帝統治下における「皇民化政策」についての資料などから「皇民化政策にハンセン病者の問題」などの学問的に貴重なデータを収集できた。

調査最終日には、本妙寺を訪れた。その寺には加藤清正宝物館がある。ここでの資料は、主に近世に関するものがほとんどであったが、そのほかに近現代の熊本本妙寺地域の「日本人ハンセン病の収容と問題」の資料を見つけることができた。その中で、日帝統治下における朝鮮人ハンセン病問題のデータも手に入れられたことは大きな成果だった。

末筆ながら、新しく開通した「福岡 熊本」特急列車に乗って調査に臨んだ 8 日間について、いろいろとお世話してくださった皆さん、そして COE 研究会の方々にもう一度感謝の心を伝えたい。

(きむ むんぎる・釜山外国語大学教授 / キリスト教学)

第11回研究会

【日時】11月13日(土) 13:30 - 16:30

【場所】京都大学文学部新館5階社会学共同研究室

《報告1》

報告者：寺尾 寿芳氏（和歌山信愛女子短期大学）

題目：親密圏への宣教論的眼差し 死者の居場所

《報告2》

報告者：坂部 晶子氏（日本学術振興会特別研究員・京都大学）

題目：「満洲」移民をめぐる寛容さの記憶 黒龍江省方正県の日本人公墓建立をとおして

*

国際シンポジウム

東アジアにおける宗教間対話の意義 日韓キリスト教の役割

【日程】2004年10月22日(金)

【会場】釜山外国語大学(韓国)

【コーディネーター】金 文吉(釜山外国語大学教授)

【パネラー】芦名定道(京都大学大学院文学研究科助教授)、李 象奎(高神大学神学部教授)
金 承哲(金城大学人間科学部教授)

【コメンテーター】崔 鏡錫(慶星大学神学部教授)

佐々充昭(慶応義塾大学・東京経済大学非常勤講師、ソウル大学博士/哲学)

編集後記

この数ヶ月は、長引く夏の暑さと気のはやい秋の台風が折り合わさった変則的な気候が続きましたが、ようやく秋らしい過ごしやすい季節を迎えられたようです。このニューズレターも、通常は月末の発行ですが、次回研究会の日程との兼ね合いから、今号は少し変則的にお届けすることになりました。

今月釜山にて開催されます本研究会のシンポジウムのように、秋には学会などさまざまな催しが開かれることと思います。お忙しい折とは存じますが、研究会の活動へのご協力のほどよろしくお願いいたします。

【研究会事務局】

〒606-8501 京都市左京区吉田本町
京都大学大学院文学研究科社会学研究室

Tel. 075-753-2758

Fax. 075-753-2836

E-mail: tolerance-hmn@bun.kyoto-u.ac.jp

URL: <http://www.hmn.bun.kyoto-u.ac.jp/tolerance>